

# リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会規約

{名称、所在地}

第1項 会の名称を「リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会」とする。

第2項 当面は代表宅を所在地とする。

## 第1章 目的

第1項 JR東海が建設を予定しているリニア中央新幹線について、沿線住民の健康や生活、自然環境への影響、安全性などの問題点を明らかにするための具体的な活動を行う。問題点について納得が得られない場合は、計画を凍結または中止するよう求める。

第2項 東京、神奈川、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知の計画沿線住民と連携し、リニア新幹線の問題点を明らかにする。

## 第2章 会員及び会費

第1項 当会の趣旨に賛同する東京都内、神奈川県内在住・在勤者は、原則として誰でも会員になることができる。

第2項 会員は登録制とし、会費（運営支援費）として年間1,000円を納める。会員は議決権を有する。

第3項 会の趣旨に賛同する個人で、活動・会議等に参加できない場合は準会員とし、1,000円の賛同金を募る。準会員は議決権を有しない。

第4項 会の趣旨に賛同する本連絡会以外の団体の加入については代表と運営委員会の承認を受ける。加入が承認された場合は団体会費（運営支援費）として年3,000円を納める。会員団体は個人会員3名分の議決権を有する。

## 第3章 活動

目的の実現のため、以下の活動を行う

1. 研究・学習活動
2. 学習会・シンポジウムの開催
3. リニア新幹線関連ニュースの定期発行
4. 街頭署名、ビラ配布など広報宣伝
5. 政府、事業者、関連自治体への申し入れ
6. 目的を同じくする他団体との協力
7. 資料などの販売活動や寄付の募集
8. その他会の目的に適う活動

## 第4章 組織

第1項 総会を最高意思決定機関とし、年1回開催する。

第2項 総会は委任を含む会員の過半数の出席で成立する。

第3項 総会は活動報告、活動方針、決算、役員体制などの承認、決定を行う。

第4項 緊急を要する課題が生じた場合は臨時総会を行うことがある。

第5項 本会の運営・活動にあたっては、すべての差別を排除する。

## 第5章 代表

第1項 会員の中から1～2名を選び代表とする。複数の場合は共同代表とする。

第2項 代表の任期は次期総会までとする。但し再任を妨げない。

## 第6章 運営委員会と事務局

第1項 会員の中から10名程度を構成員とし、日常的な活動方針の決定や、代表を補佐する機関として運営委員会を置く。

第2項 運営委員会の中に事務局を設け、会計・組織・連絡などの円滑化を図る。

第3項 運営委員の任期は次期総会までとする。但し再任を妨げない。

## 第7章 アドバイザー

会の目的に賛同する研究者、専門家2～3名をアドバイザーとし、助言を受ける。

## 第8章 定例会

第1項 活動の確認、情報交換のため、定例会を1～2か月に1回開催する。

第2項 日常の活動方針については代表・運営委員会が提案し定例会の承認を受ける。

## 第9章 規約の改正

総会出席者の3分の2の賛成で規約を改正することができる。

## 第10章 会計

事務局に会計責任者を1名置き、総会で決算報告を行う。その際、事前に運営委員会が監査を行う。

(本規約は2012年8月25日発効)